

機構サービスのご案内

— 高齢者雇用に取り組む事業主の皆様へ —

支援サービス

- ◆ 70歳雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーのご案内
- ◆ 65歳超雇用推進助成金のご案内

開催イベント

- ◆ 生涯現役社会の実現に向けたシンポジウム
- ◆ 高年齢者活躍企業コンテスト（厚生労働省共催）

各都道府県支部高齢・障害者業務課 所在地等一覧

らしく、はたらく、
ともに



独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)

Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

70歳雇用推進プランナー[※] 高年齢者雇用アドバイザーのご案内

70歳までの就業機会の確保(令和3年4月より努力義務化)などに向けた高年齢者の戦力化のための条件整備について、ご相談ください!

なぜ高年齢者の戦力化が必要なの?



- 急速な高齢化による生産年齢人口の減少
人口統計によれば、今後、生産年齢人口(15~64歳)は減少の一途をたどり、企業の人材確保はますます困難になっていきます。
- 高年齢者の高い就業意欲
60歳以上への意識調査では過半数の人が「65歳を超えても働きたい」と回答しています。



70歳雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーとは

高年齢者の雇用に関する専門知識や経験などを持っている専門家です。

社会保険労務士 中小企業診断士 経営コンサルタント 人事労務管理担当経験者 など



相談・助言

無料

高年齢者の活用に必要な環境の整備に関する専門的かつ技術的な相談・助言を行っています。

- ▶ 人事管理制度の整備に関すること
- ▶ 賃金、退職金制度の整備に関すること
- ▶ 職場改善、職域開発に関すること
- ▶ 能力開発に関すること
- ▶ 健康管理に関すること
- ▶ その他高年齢者などの雇用問題に関すること

提案

無料

70歳までの就業機会確保などに向けた高年齢者戦力化のための定年引上げや継続雇用延長などの制度改定に関する具体的な提案を行っています。

- ▶ 課題の洗い出し
- ▶ 具体的な課題解決策の提案
- ▶ 制度見直しのメリットを見える化
- ▶ 制度整備に必要な規則例などの提供

その他のサービス

無料

◆雇用力評価ツールによる課題などの見える化
簡単なチェック内容に回答いただくだけで、高年齢者を活用するうえでの課題を見出し、解決策についてアドバイスします。

◆他社の取組みにおける好事例の提供
同業他社の取組みが気になりますか?
他の会社がこういった取組みを行っているのか、貴社の参考となる事例を提供します。

企画立案等サービス

有料

専門性を活かして人事・労務管理上の諸問題について具体的な解決策を作成し、高年齢者の雇用・活用などを図るための条件整備をお手伝いします。
中高年齢従業員の就業意識の向上などを支援するために、貴社の要望に合った研修プランをご提供し、研修を行います。
(経費の1/2を機構〈JEED〉が負担します。)



提案の具体例

無料

事業主のお悩み

- 70歳までの継続雇用延長を制度化したいけど、高齢者の健康面、安全面が心配…

課題解決策を提案

- 健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するため、適合する業務をマッチングさせましょう。
また、健康・体力のチェックを定期的に行いましょう。
- 高齢者が安全に働き続けることができるよう、職場環境の改善を行いましょう。

利用者の声

- 健康管理などについて検討し、働きやすい職場づくりを行ってほしいと思います。詳しく話が聞けてよかったです。



企画立案の具体例

有料

事業主のお悩み

- 在職老齢年金が無くなり、定年後の継続雇用者の賃金設定はどうしよう？

企画立案の提案

- 新賃金は「市場価値+継続雇用後の仕事内容における企業への貢献度等」を元に決定するなど事業主との綿密な打ち合わせにより、企業の成長を目的とし、事業主の要望に沿ったご提案を行います。

フォローアップ

- 企画立案の提案内容が適切だったか、新たな問題が生じていないか、フォローアップします。



高齢者戦力化のメリット

人材確保面で有利になる

高齢従業員の在籍期間が延びることにより、人手が確保できます。また、制度化することで、若手・中堅社員も安心して働けるようになります。

企業の持続的な発展

長年培った知識・スキル・専門性を発揮するとともに、若手や中堅社員に技能の伝承をしてもらうことで、安定した企業活動が維持されます。

企業・従業員が共にメリットを受けることができます。

お問い合わせ先 JEEDの都道府県支部高齢・障害者業務課までお問合せください。



らしく、はたらく、
ともに

独立行政法人



高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)

Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

JEEDホームページは
こちら➡



令和6年度65歳超雇用推進助成金のご案内

本助成金制度は、生涯現役社会の実現に向けて、65歳以上への定年引上げ等や高年齢者の雇用管理制度の整備等、高年齢の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換した事業主に対して助成し、高年齢者の雇用の推進を図ることを目的としています。本助成金はⅠ～Ⅲの3つのコースがあります。

Ⅰ 65歳超継続雇用促進コース

概要

以下のいずれかを実施した事業主に対して助成を行うコースです。

A. 65歳以上への定年引上げ

C. 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入

B. 定年の定め廃止

D. 他社による継続雇用制度の導入

支給額

措置の内容や年齢の引上げ幅等に応じて、下表の金額を支給します。

【A. 65歳以上への定年の引上げ、B. 定年の定め廃止】

措置内容 60歳以上 被保険者数 (注)	65歳	66～69歳		70歳以上	定年の定め 廃止
		<5歳未満の引上げ>	<5歳以上の引上げ>		
1～3人	15万円	20万円	30万円	30万円	40万円
4～6人	20万円	25万円	50万円	50万円	80万円
7～9人	25万円	30万円	85万円	85万円	120万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	105万円	160万円

【C. 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入】 【D. 他社による継続雇用制度の導入】

措置内容 60歳以上 被保険者数 (注)	66～69歳	70歳以上
1～3人	15万円	30万円
4～6人	25万円	50万円
7～9人	40万円	80万円
10人以上	60万円	100万円

措置内容	66～69歳	70歳以上
支給上限額	10万円	15万円

上記表の支給額を上限に、他社における制度の導入に要した経費の1/2の額を助成します。

(注) 60歳以上被保険者数とは、支給申請日の前日において1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者の数となります。また、A～Dのいずれの措置を実施する場合も、実施前の定年または継続雇用年齢(Dの場合、他の事業主における継続雇用年齢も同様)が70歳未満である場合に支給します。

主な支給要件

(1) 制度を規定した際に経費を要した事業主であること。

(2) 制度を規定した労働協約または就業規則を整備している事業主であること。

以上のほか、高年齢者雇用等推進者の選任及び高年齢者雇用管理に関する措置を1つ以上実施している事業主であること等が必要です。

申請受付期間

A～Dの措置の実施日が属する月の翌月から起算して4か月以内の各月月初から15日(15日が行政機関の休日(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は翌開庁日))まで

※ 「65歳超雇用推進助成金(65歳超継続雇用促進コース)支給申請書」に必要な書類を添えて、(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構の各都道府県支部 高年齢・障害者業務課(東京および大阪は高年齢・障害者窓口サービス課。以下「都道府県支部」という。)に支給申請してください。

※ 各月ごとの予算額上限もしくは四半期ごとの予算額上限の超過が予見される場合、または、各月の申請受付件数の動向から、各月の予算額上限を超える恐れが高いと認める場合、支給申請の受付を停止する場合があります。

Ⅱ 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

概要

高年齢者向けの雇用管理制度の整備等に係る措置を実施した事業主に対して一部経費の助成を行うコースです。対象となる措置は以下の通りです。（実施期間：1年以内）

- ① 高年齢者の職業能力を評価する仕組みと賃金・人事処遇制度の導入または改善
- ② 高年齢者の希望に応じた短時間勤務制度や隔日勤務制度などの導入または改善
- ③ 高年齢者の負担を軽減するための在宅勤務制度の導入または改善
- ④ 高年齢者が意欲と能力を発揮して働けるために必要な知識を付与するための研修制度の導入又は改善
- ⑤ 専門職制度など、高年齢者に適切な役割を付与する制度の導入または改善
- ⑥ 法定外の健康管理制度（胃がん検診等や生活習慣病予防検診）の導入 等

支給額

上記の支給対象経費の額に下表の助成率を乗じた額を支給します。

中小企業	中小企業以外
60%	45%

※ 支給対象経費は、①雇用管理制度の導入等に必要な専門家等に対する委託費やコンサルタントとの相談に要した経費のほか、②上記のいずれかの措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費です。

※ 支給対象経費は、初回に限り50万円とみなしますので支給額は30万円（中小企業以外は22.5万円）となります。2回目以降の申請は、①と②を合わせて50万円を上限とする経費の実費に助成率を乗じた額が支給額となります。

主な支給要件

- (1) 「雇用管理整備計画書」を（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出して、計画内容について認定を受けていること。
- (2) 上記計画に基づき、高年齢者雇用管理整備の措置を実施し、当該措置の実施の状況および雇用管理整備計画の終了日の翌日から6か月間の運用状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。
- (3) 支給申請日の前日において1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者であって講じられた高年齢者雇用管理整備の措置により雇用管理整備計画の終了日の翌日から6か月以上継続して雇用されている者が1人以上いること
- (4) 雇用管理整備の措置の実施に要した支給対象経費を支給申請日までに支払ったこと。

受給手続の流れ

1. 計画の申請

「雇用管理整備計画書」を**計画開始の3か月前の日までに**（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に申請し、計画内容の認定を受けてください。

2. 支給の申請

計画期間終了日の翌日から6か月後の日の翌日～その2か月以内に（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に支給申請してください。

Ⅲ 高年齢者無期雇用転換コース

概要

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換させた事業主に対して助成を行うコースです。(実施期間：2年～3年)

支給額

対象労働者一人につき、下表の金額を支給します。

中小企業	中小企業以外
30万円	23万円

※ 1支給申請年度1適用事業所あたり10人までとします。

主な支給要件

- (1) 有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度を労働協約または就業規則その他これに準ずるものに規定していること。
※ 実施時期が明示され、かつ有期契約労働者として締結された契約に係る期間が通算5年以内の者を無期雇用労働者に転換するものに限ります。
- (2) 上記(1)の制度の規定に基づき、雇用する50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換すること。
※ 無期雇用転換日において64歳以上の者はこの助成金の対象労働者になりません。
- (3) 上記(1)により転換された労働者を、転換後6か月以上の期間継続して雇用し、当該労働者に対して転換後6か月分の賃金を支給すること。
※ 勤務をした日数が11日未満の月は除きます。

受給手続の流れ

1. 計画の申請

「無期雇用転換計画書」を計画開始の3か月前の日までに(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構理事長に申請し、計画内容の認定を受けてください。

2. 支給の申請

対象者に対して転換後賃金を6か月分支給した日の翌日から起算して2か月以内に(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構理事長に支給申請してください。



注意事項 (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲコース共通)

- 各コースの所定の期間において、高年齢法雇用安定法第8条または第9条第1項の規定に違反していないことや同法第10条の3第2項に基づく勧告を受けていない事業主であること等が必要です。
- 助成金の審査には支給申請書の受理から3か月程度時間を要します。
- 助成金の申請に関して、機構が調査をしたり、報告を求めたりする場合があります。期限までに機構の求める書類が提出されない場合、助成金は支給しません。
- 不正受給を行った事業主は助成金の返還を求められることがあります。また、不正を行った事業主名等を機構のホームページで公表し、悪質な場合は刑事事件として告発することがあります。
- 機構に提出した書類や添付資料の写しなどは、支給決定日の翌日から起算して5年間保存しなければなりません。
- その他、助成金の支給要件や手続き等の詳細については、機構都道府県支部(窓口に~~一覧~~は裏面参照)にご確認いただくか、機構ホームページをご参照ください。

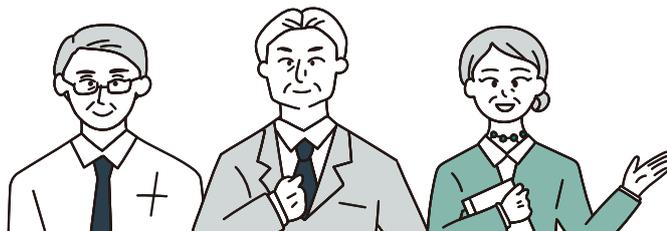


＼らしく、はたらく、ともに／

JEED

令和6年度

高齢者活躍企業フォーラム 生涯現役社会の 実現に向けたシンポジウム



YouTubeに
(JEED CHANNEL)で

アーカイブ配信
実施中

10月に開催された高齢者活躍企業フォーラム(高齢者活躍企業コンテスト表彰式)、10月～11月にオンライン配信で開催された生涯現役社会の実現に向けたシンポジウムの模様をアーカイブ配信します。

基調講演や先進企業の最新事例発表など、お手元の端末(パソコン、スマートフォン等)でいつでもご覧いただけます。



以下の内容を配信中です

10月4日(金)開催 高齢者活躍企業フォーラム

- 表彰式
- 事例発表
- 基調講演
- トークセッション

生涯現役社会の 実現に向けたシンポジウム

- 基調講演等
- 事例発表
- 事例発表者とコーディネーターによるパネルディスカッション

10月10日(木)開催
「ジョブ型」人事から考える ～シニア人材の戦力化

10月25日(金)開催
役職定年見直し企業から学ぶシニア人材の戦力化

11月28日(木)開催
ミドルシニアのキャリア再構築
～リスキリングの重要性と企業の戦略

視聴方法

当機構ホームページより

STEP.01 機構について

STEP.02 広報活動
(組織紹介動画・メルマガ・啓発誌・各種資料等)

STEP.03 YouTube動画(JEED CHANNEL)

STEP.04 「高齢者雇用(イベント・啓発活動)」の欄からご視聴ください

※事前申込不要(すぐにご覧いただけます)

お問合せ先

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 (JEED)

高齢者雇用推進・研究部 普及啓発課

TEL:043-297-9527 FAX:043-297-9550

高齢・障害・求職者雇用支援機構
YouTube 公式チャンネルはこちら

JEED CHANNEL

検索



<https://www.youtube.com/@jeedchannel2135>

10月4日
開催

高齢者活躍企業フォーラム (高齢者活躍企業コンテスト表彰式)

<https://www.jeed.go.jp/elderly/activity/forum.html>



基調講演

「ミドル・シニア社員を活かす経営の新常識」

前川 孝雄 氏 (株)FeelWorks 代表取締役 / (株)働きがい創造研究所会長 / 青山学院大学兼任講師

企業事例発表

株式会社植松建設
株式会社久郷一樹園
株式会社ドリーム

受賞企業を交えたトークセッション

■コーディネーター
内田 賢 氏 (東京学芸大学 名誉教授)
■パネリスト
・事例発表企業3社 ・前川 孝雄 氏

生涯現役社会の実現に向けたシンポジウム

<https://www.jeed.go.jp/elderly/activity/symposium.html>



10月10日(木)

「ジョブ型」人事から考える
～シニア人材の戦力化

■基調講演

今野 浩一郎 氏
(学習院大学 名誉教授)

■パネルディスカッション

コーディネーター:今野 浩一郎 氏
パネリスト:事例発表3社

■事例発表

株式会社資生堂
株式会社日立製作所
三菱マテリアル株式会社

10月25日(金)

役職定年見直し企業から学ぶ
シニア人材の戦力化

■イントロダクション

大木 栄一 氏
(玉川大学 経営学部 国際経営学科 教授)

■パネルディスカッション

コーディネーター:大木 栄一 氏
パネリスト:事例発表3社

■事例発表

ダイキン工業株式会社
大和ハウス工業株式会社
株式会社リコー

11月28日(木)

ミドルシニアのキャリア再構築
～リスキリングの重要性と
企業の戦略

■基調講演

小島 明子 氏
(株式会社日本総合研究所
創発戦略センタースペシャリスト)

■パネルディスカッション

コーディネーター:小島 明子 氏
パネリスト:発表者3名

■事例発表

アズビル株式会社
株式会社明治
宮島 忠文 氏
(株式会社社会人材コミュニケーションズ
代表取締役)

当日の配布資料については、
こちらからダウンロードできます。

<https://www.jeed.go.jp/elderly/activity/haifusiryou.html>





令和7年度 高年齢者活躍企業コンテスト

高年齢者活躍企業コンテストでは、高年齢者が長い職業人生の中で培ってきた知識や経験を職場等で有効に活かすため、企業等が行った創意工夫の事例を広く募集・収集し、**優秀事例について表彰を行っています。**

優秀企業等の改善事例と実際に働く高年齢者の働き方を社会に広く周知することにより、企業等における雇用・就業機会の確保等の環境整備に向けて具体的な取組の普及・促進を図り、生涯現役社会の実現に向けた気運を醸成することを目的としています。高年齢者がいきいきと働くことができる創意工夫の事例について多数のご応募お待ちしております。

応募内容

募集する創意工夫の事例の具体的な例示として、以下の取組内容を参考にしてください。

取組内容	内 容 (例示)
高年齢者の活躍のための 制度面の改善	① 定年制の廃止、定年年齢の延長、65歳を超える継続雇用制度(特殊関係事業主に加え、他の事業主によるものを含む)の導入 ② 創業支援等措置(70歳以上までの業務委託・社会貢献)の導入 ^(※1) ③ 賃金制度の見直し ④ 人事評価制度の導入や見直し ⑤ 多様な勤務形態、短時間勤務制度の導入 等
高年齢者の 意欲・能力の維持向上 のための取組	① 中高年齢者を対象とした教育訓練、リスキリングの取組、全世代で自律的にキャリア形成を進めていくための(キャリアの棚卸しなどの)キャリア教育の実施 ② 高年齢者のモチベーション向上に向けた取組や高年齢者の役割等の明確化(役割・仕事・責任の明確化) ③ 高年齢者が活躍できる職場風土の改善、従業員の意識改革、職場コミュニケーションの推進 ④ 高年齢者による技術・技能継承の仕組み(技術指導者の選任、マイスター制度、技術・技能のマニュアル化、若手社員や外国人技能実習生、障害者等とのペア就労や高年齢者によるメンター制度等、高年齢者の効果的な活用等) ⑤ 高年齢者が働きやすい支援の仕組み(職場のIT化、DXを進めていく上での高年齢者への配慮、力仕事・危険業務からの業務転換) ⑥ 新職場の創設・職務の開発 等
高年齢者が働きつづけられるための作業環境や作業の改善、健康管理、安全衛生、福利厚生 の取組	① 作業環境や作業の改善(高年齢者向け設備の改善、作業姿勢の改善、休憩室の設置、創業支援等措置対象者への作業機器の貸出等) ② 従業員の高齢化に伴う健康管理・メンタルヘルス対策の強化(健康管理体制の整備、定期健康診断やストレスチェックの実施と結果に基づく就業上の措置、体力づくり、加齢に伴い増加する病気の予防教育や健診・検診、女性の健康課題も含めた健康管理上の工夫・配慮、若い世代からの健康教育等) ③ 従業員の高齢化に伴う安全衛生の取組(安全衛生を進めるための体制整備、危険防止の措置、安全衛生教育) ④ 福利厚生の充実(レクリエーション活動、生涯生活設計に関する専門家への相談) 等

※1「創業支援等措置」とは、以下の①・②を指します。

①70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入

②70歳まで継続的に、「a.事業主が自ら実施する社会貢献事業」又は「b.事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業」に従事できる制度の導入

応募方法

1. 応募書類等

- 指定の応募様式に記入していただき、写真・図・イラスト等、改善等の内容を具体的に示す参考資料を添付してください。また、定年制度、継続雇用制度及び創業支援等措置並びに退職事由及び解雇事由について定めている就業規則等の該当箇所の写しを添付してください(該当箇所に、引用されている他の条文がある場合は、その条文の写しも併せて添付してください)。なお、必要に応じて当機構から追加書類の提出依頼を行うことがあります。
- 応募様式は、当機構の各都道府県支部高年齢・障害者業務課^(※2)にて、紙媒体または電子媒体により配付します。また、当機構のホームページ^(※3)からも入手できます。
- 応募書類等は返却いたしません。
- 提出された応募書類の内容に係る著作権及び使用権は、厚生労働省及び当機構に帰属することとします。

2. 応募締切日 **令和7年2月28日(金)**

3. 応募先

JEED各都道府県支部高年齢・障害者業務課^(※2)へ郵送(当日消印有効)または連絡のうえ電子データにて提出してください。

※2 応募先は最終ページをご参照ください。

※3 URL: <https://www.jeed.go.jp/elderly/activity/activity02.html>



主催：厚生労働省、独立行政法人 高年齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)

当機構では厚生労働省と連携の上、企業における「年齢にかかわらず生涯現役でいきいきと働くことのできる」雇用事例を普及啓発し、高年齢者雇用を支援することで、生涯現役社会の実現に向けた取組を推進していきます。

応募資格

1. 原則として、企業からの応募とします。グループ企業単位での応募は不可とします。

また、就業規則を定めている企業に限ります。

2. 応募時点において、次の労働関係法令に関し重大な違反がないこととします。

- (1) 高年齢者雇用安定法第8条又は第9条第1項の規定に違反していないこと。
- (2) 令和4年4月1日～令和6年9月30日の間に、労働基準関係法令違反の疑いで送検され、公表されていないこと。
- (3) 令和4年4月1日～令和6年9月30日の間に、「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」(平成29年1月20日付け基発0120第1号)及び「裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」(平成31年1月25日付け基発0125第1号)に基づき公表されていないこと。
- (4) 令和6年4月以降、職業安定法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法、労働施策総合推進法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法等の労働関係法令に基づく勧告又は改善命令等の行政処分等を受けていないこと。
- (5) 令和6年の障害者雇用状況報告書において、法定雇用率を達成していること。
- (6) 令和6年4月以降、労働保険料の未納がないこと。

3. 高年齢者が65歳以上になっても働ける制度等を導入^(※4)し、高年齢者が持つ知識や経験を十分に活かして、いきいきと働くことができる環境となる創意工夫がなされていることとします。

※4 平成24年改正の高年齢者雇用安定法の経過措置として継続雇用制度の対象者の基準を設けている場合は、当コンテストの趣旨に鑑み、対象外とさせていただきます。

4. 応募時点前の各応募企業等における事業年度において、平均した1月あたりの時間外労働時間が60時間以上である労働者がいないこととします。

審査

学識経験者等から構成される審査委員会を設置し、審査します。

なお、応募を行った企業等または取組等の内容について、労働関係法令上または社会通念上、事例の普及及び表彰にふさわしくないと判断される問題(厚生労働大臣が定める「高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針」等に照らして事例の普及及び表彰にふさわしくないと判断される内容等)が確認された場合は、この点を考慮した審査を行うものとします。

賞^(※5)

■厚生労働大臣表彰

-  最優秀賞 1編
-  優秀賞 2編
-  特別賞 3編

■独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長表彰

-  優秀賞 若干編
-  特別賞 若干編
-  クリエイティブ賞 若干編

※5 上記は予定であり、各審査を経て入賞の有無・入賞編数等が決定されます。



審査結果発表等

令和7年9月中旬を目処に厚生労働省及び当機構において各報道機関等へ発表するとともに、入賞企業等には、各表彰区分に応じ、厚生労働省または当機構より直接通知します。

また、入賞企業の取組事例は、厚生労働省及び当機構の啓発活動を通じて広く紹介させていただくほか、新聞(全国紙)の全面広告、当機構発行の月刊誌「エルダー」誌上及びホームページ等に掲載します。

令和6年度高齢者活躍企業コンテスト 入賞企業

<厚生労働大臣表彰>

最優秀賞	株式会社植松建設 (土木工事、建設工事、とび、土工工事、舗装工事等)
優秀賞	株式会社久郷一樹園 (造園緑化工事、土木工事)
優秀賞	株式会社ドリーム (警備保障業、福祉事業)
特別賞	株式会社ヤオコービジネスサービス (警備業・保険代理店・店舗施設管理等)
特別賞	カナタスタイル合同会社 (介護サービス付き高齢者住宅・デイサービス等運営)
特別賞	金城電気工事株式会社 (電気設備工事業務、保安管理業務)

<独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長表彰>

優秀賞	釧路スバル自動車株式会社 (新車・中古車の販売、整備)
優秀賞	株式会社新日東電化 (めっき加工業)
優秀賞	まいばすけっと株式会社 (食品スーパー)
優秀賞	宮田アルマイト工業株式会社 (アルマイト表面処理)
優秀賞	社会福祉法人名張育成会 (老人福祉・介護・障害者福祉事業)
優秀賞	株式会社平田自工 (自動車、車検、整備、損害保険)
優秀賞	社会福祉法人青谷学園 (障害者福祉事業)
優秀賞	リライアンス・セキュリティー株式会社 (警備業)
優秀賞	社会福祉法人恭敬会 特別養護老人ホーム黎明館 (介護老人福祉施設)
優秀賞	株式会社ケイ・エフ・ケイ小川 (自動二輪・四輪ミッションギヤ製造等)
優秀賞	医療法人祐基会 (医療、看護、介護)

(ほか特別賞として9社 クリエイティブ賞として2社)

過去の入賞事例について掲載しています

「高齢者活躍企業事例サイト」

当機構が収集した高齢者の雇用事例をインターネット上で簡単に検索できるWebサイトです。「高齢者活躍企業コンテスト表彰事例(エルダー掲載記事)」、「雇用事例集」などの、最新の企業事例情報を検索することができます。

高齢者が活躍できる、これからの働き方



高齢者活躍企業事例サイト

検索

URL <https://www.elder.jeed.go.jp>



information ~参考情報~

「70歳雇用推進マニュアル」および高齢者雇用の「雇用推進事例集」シリーズ

高齢者がいきいきと働くことができる社会の実現に役立てるため、当機構では企業向けに様々な資料を作成しています。

マニュアルは、検索ガイドにより疑問・悩みごとに対応ページを検索でき、改正高齢者雇用安定法や70歳雇用の取組への考え方を事例や図表を用いて解説しています。

事例集シリーズは、高齢者の雇用推進に実際に取り組んでいる企業の事例を掲載しています。

70歳雇用推進マニュアル

検索

URL <https://www.jeed.go.jp/elderly/data/manual.html>



■高齡・障害・求職者雇用支援機構 支部高齡・障害者業務課 一覽

都道府県	郵便番号	住 所	電話番号
北海道	〒063-0804	札幌市西区二十四軒4条1-4-1 北海道職業能力開発促進センター内	011-622-3351
青森	〒030-0822	青森市中央3-20-2 青森職業能力開発促進センター内	017-721-2125
岩手	〒020-0024	盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル3階	019-654-2081
宮城	〒985-8550	多賀城市明月2-2-1 宮城職業能力開発促進センター内	022-361-6288
秋田	〒010-0101	潟上市天王字上北野4-143 秋田職業能力開発促進センター内	018-872-1801
山形	〒990-2161	山形市漆山1954 山形職業能力開発促進センター内	023-674-9567
福島	〒960-8054	福島市三河北町7-14 福島職業能力開発促進センター内	024-526-1510
茨城	〒310-0803	水戸市城南1-4-7 第5プリンスビル5階	029-300-1215
栃木	〒320-0072	宇都宮市若草1-4-23 栃木職業能力開発促進センター内	028-650-6226
群馬	〒379-2154	前橋市天川大島町130-1 ハローワーク前橋3階	027-287-1511
埼玉	〒336-0931	さいたま市緑区原山2-18-8 埼玉職業能力開発促進センター内	048-813-1112
千葉	〒263-0004	千葉市稲毛区六方町274 千葉職業能力開発促進センター内	043-304-7730
東京	〒130-0022	墨田区江東橋2-19-12 ハローワーク墨田5階	03-5638-2794 03-5638-2284 (※)
神奈川	〒241-0824	横浜市旭区南希望が丘78 関東職業能力開発促進センター内	045-360-6010
新潟	〒951-8061	新潟市中央区西堀通6-866 NEXT21ビル12階	025-226-6011
富山	〒933-0982	高岡市八ヶ55 富山職業能力開発促進センター内	0766-26-1881
石川	〒920-0352	金沢市観音堂町へ1 石川職業能力開発促進センター内	076-267-6001
福井	〒915-0853	越前市行松町25-10 福井職業能力開発促進センター内	0778-23-1021
山梨	〒400-0854	甲府市中小河原町403-1 山梨職業能力開発促進センター内	055-242-3723
長野	〒381-0043	長野市吉田4-25-12 長野職業能力開発促進センター内	026-258-6001
岐阜	〒500-8842	岐阜市金町5-25 G-front II 7階	058-265-5823
静岡	〒422-8033	静岡市駿河区登呂3-1-35 静岡職業能力開発促進センター内	054-280-3622
愛知	〒460-0003	名古屋市中区錦1-10-1 MIテラス名古屋伏見4階	052-218-3385
三重	〒514-0002	津市島崎町327-1 ハローワーク津2階	059-213-9255
滋賀	〒520-0856	大津市光が丘町3-13 滋賀職業能力開発促進センター内	077-537-1214
京都	〒617-0843	長岡京市友岡1-2-1 京都職業能力開発促進センター内	075-951-7481
大阪	〒566-0022	摂津市三島1-2-1 関西職業能力開発促進センター内	06-7664-0782 06-7664-0722 (※)
兵庫	〒661-0045	尼崎市武庫豊町3-1-50 兵庫職業能力開発促進センター内	06-6431-8201
奈良	〒634-0033	橿原市城殿町433 奈良職業能力開発促進センター内	0744-22-5232
和歌山	〒640-8483	和歌山市園部1276 和歌山職業能力開発促進センター内	073-462-6900
鳥取	〒689-1112	鳥取市若葉台南7-1-11 鳥取職業能力開発促進センター内	0857-52-8803
島根	〒690-0001	松江市東朝日町267 島根職業能力開発促進センター内	0852-60-1677
岡山	〒700-0951	岡山市北区田中580 岡山職業能力開発促進センター内	086-241-0166
広島	〒730-0825	広島市中区光南5-2-65 広島職業能力開発促進センター内	082-545-7150
山口	〒753-0861	山口市矢原1284-1 山口職業能力開発促進センター内	083-995-2050
徳島	〒770-0823	徳島市出来島本町1-5 ハローワーク徳島5階	088-611-2388
香川	〒761-8063	高松市花ノ宮町2-4-3 香川職業能力開発促進センター内	087-814-3791
愛媛	〒791-8044	松山市西垣生町2184 愛媛職業能力開発促進センター内	089-905-6780
高知	〒781-8010	高知市棧橋通4-15-68 高知職業能力開発促進センター内	088-837-1160
福岡	〒810-0042	福岡市中央区赤坂1-10-17 しんくみ赤坂ビル6階	092-718-1310
佐賀	〒849-0911	佐賀市兵庫町若宮1042-2 佐賀職業能力開発促進センター内	0952-37-9117
長崎	〒854-0062	諫早市小船越町1113 長崎職業能力開発促進センター内	0957-35-4721
熊本	〒861-1102	合志市大字須屋2505-3 熊本職業能力開発促進センター内	096-249-1888
大分	〒870-0131	大分市皆春1483-1 大分職業能力開発促進センター内	097-522-7255
宮崎	〒880-0916	宮崎市大字恒久4241 宮崎職業能力開発促進センター内	0985-51-1556
鹿児島	〒890-0068	鹿児島市東郡元町14-3 鹿児島職業能力開発促進センター内	099-813-0132
沖縄	〒900-0006	那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎4階	098-941-3301

2023(令和5)年10月現在

※高齡・障害者窓口サービス課(助成金、納付金業務を主に担当)の番号
 ※最新情報は、独立行政法人 高齡・障害・求職者雇用支援機構ホームページをご確認下さい。
<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/>

